

香川県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年11月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第71号

香川県物品調達規則の一部を改正する規則
香川県物品調達規則（昭和34年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品の検収) 第5条 略</p>	<p>(物品の検収) 第5条 略 <u>2 前項の規定により検収を行った職員は、検収後直ちに、検収調書（第3号様式）を総務事務集中課長に提出しなければならない。この場合においては、会計規則第160条第3項の規定は、適用しない。</u></p>

第3号様式 削除

第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

検 収 調 書

所 属 名	
物 品 名	
規 格	
数 量	
契 約 金 額	
納 入 期 限	年 月 日
納 入 場 所	
契 約 の 相 手 方	
納 入 年 月 日	年 月 日
検 収 年 月 日	年 月 日
検 収 者	(職・氏名) 印
立 会 者	(職・氏名) 印
備 考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。